

芦別市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芦別市立図書館条例（昭和55年条例第37号）第4条に規定する事業を円滑に行うため、芦別市立図書館（以下「図書館」という。）における図書館資料（以下「資料」という。）の収集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館は、図書館の自由に関する宣言（昭和29年日本図書館協会採択）に基づき、基本的人権の一つである知る自由を社会的に保障する機関として、次の各号に掲げる事項を資料収集の基本方針とする。

- (1) 公平、平等及び自由な立場から、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料及び情報を各分野から幅広く収集すること。
- (2) 個人、組織、団体等からの圧力又は干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしたりしないこと。
- (3) 図書館職員の個人的な関心又は好みによる選択を行わないこと。

(種類)

第3条 図書館資料の種類は次の各号のとおりとし、原則として国内で刊行される資料とする。ただし、必要に応じて国外で発行及び製作されている資料も収集するものとする。

(1) 図書（一般図書、児童図書、ヤングアダルト図書、参考図書、外国語図書をいう。以下同じ。）

(2) 逐次刊行物

(3) 地域資料

(4) 視聴覚資料

(5) 障害者用資料

（種類別収集方針）

第4条 図書館資料の種類別収集方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、市民の教養、趣味、娯楽又は実用等に資するため、各分野にわたり幅広く収集する。

イ 児童図書は、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かな人間性を培う資料及び調べ学習のための資料を幅広く収集する。

ウ ヤングアダルト図書は、おおむね12歳から18歳までの青少年利用者が、社会への興味や知的欲求を満たすために必要な資料を収集する。収集方針は、一般図書に準ずるものとし、内容の正確性や表現の難易度により一層留意する。

エ 参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、白書、目録又は地図等幅広く収集する。

オ 外国語図書は、市民の学習、教養及び娯楽等に応えられるよう、外国語で表記された図書を中心に収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙及び地元地方紙を中心に収集する。

イ 雑誌は、国内で発行されている各分野の基本的及び代表的な雑誌を中心に、特定の主題に偏らぬよう収集する。

(3) 地域資料

地域資料は、芦別市が発行する資料並びに芦別市を中心に関連性のある地域及び近隣市の資料その他芦別市に特に関係ある資料を、必要に応じて収集する。

(4) 視聴覚資料

視聴覚資料は、市民の教養、趣味、娯楽又は実用等に資するため、光ディスク、ビデオテープ又はその他の電磁的記録媒体に複製した資料を収集する。

(5) 障害者用資料

障害者用資料は、視覚障害等の障害を有する者の図書館利用に供するため、録音図書、点字図書、大活字本、布の絵本等を収集する。

(資料の収集除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する資料は、収集する対象から除外するものとする。

(1) 個人を誹謗中傷若しくは個人の人権又はプライバシーを著しく侵害するおそれのある資料

(2) 公序良俗に反する資料

(3) 内容の信憑性に疑問がある資料

(4) 児童及び青少年の健全な育成に不適切な資料

(リクエスト資料)

第6条 リクエストされた未所蔵資料については、当該収集方針に基づき資料的価値及び将来の利用を勘案し、必要と認めるときに限り収集する。

2 当該収集方針に沿わない要求に対しては、図書館相互協力等の手段により、可能な限り提供するよう努めるものとする。

(寄贈資料等)

第7条 資料の収集については、購入を原則とするが、寄贈、寄託及び交換等（以下「寄贈等」という。）も必要に応じて活用する。寄贈等のときにおいても、当該収集方針を適用するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和4年4月1日から施行する。

(芦別市図書館資料収集基本方針及び図書選択基準の廃止)

- 2 芦別市図書館資料収集基本方針及び図書選択基準(昭和56年制定)は廃止する。